

佐賀県選挙管理委員会告示第5号

平成31年4月7日執行予定の佐賀県議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定に基づく選挙人名簿の登録について、同項に規定する選挙時登録の基準日を次のとおり定める。

平成31年2月12日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

選挙時登録の基準日

平成31年3月28日。ただし、年齢については、平成31年4月7日